

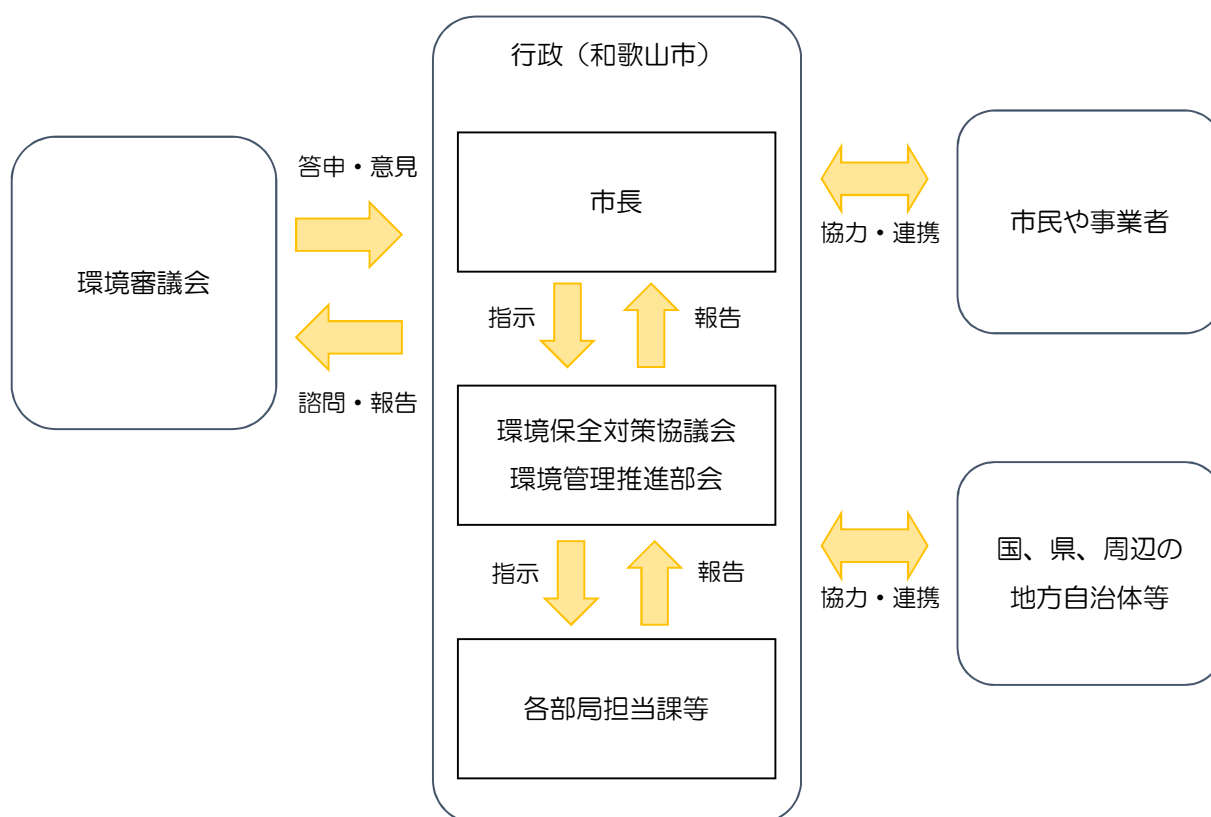
第6章 計画の推進

6-1 計画の推進体制

本計画を推進するため、附属機関である環境審議会を設置し、計画の策定・変更について市長の諮問に応じて答申を行い、また計画の進捗状況に対して意見や提言を行うなど、環境保全に関する基本的事項の審議を行います。庁内組織である環境保全対策協議会及び環境管理推進部会では、本計画の施策・事業の実施や、その他の環境行政における施策の総合的推進に関する事項についての調整を行います。

広域的な取組を必要とする事項については、国、県及び周辺の地方自治体等と連携した取組を推進します。

また、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、連携しながら協働の取組を進めます。



第3次和歌山市環境基本計画の推進体制

6-2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向け、【Plan】施策（計画）の設定、【Do】施策の実施、【Check】施策の進捗状況の把握・評価、【Act】施策の評価を踏まえた施策（計画）の見直し、のPDCAサイクルにより、継続的、効果的な進行管理を行います。

毎年度、各部局担当課等による施策の進捗状況や各種指標、目標達成の状況を取りまとめ、和歌山市環境審議会に報告します。審議会での審議や評価を受け、年次報告書として公表するとともに次年度以降の施策へ反映させ、さらなる取組を推進します。

また、市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。

